

奈良県告示第二百十七号

大和都市計画道路を変更するため、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
大和都市計画道路三・三・四号大和中央道	奈良市宝来町、宝来四丁目、平松一丁目、平松五丁目、五条畑一丁目、五条西一丁目、六条西一丁目、六条西三丁目、六条西五丁目、六条二丁目、七条西町二丁目及び石木町並びに大和郡山市城町
大和都市計画道路三・三・五五号高山富雄小泉線	奈良市中町、丸山一丁目、丸山二丁目及び大和田町並びに大和郡山市矢田町
大和都市計画道路三・六・一二八号石木城線	奈良市石木町及び七条西町二丁目並びに大和郡山市城町

二 都市計画の案の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室、奈良市都市整備部都市計画課及び大和郡山市都市建設部都市計画課

三 縦覧期間

平成二十四年十月二十三日から同年十一月六日まで

四 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書一通を知事宛てと

し、奈良県土木部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室に平成二十四年十一月六日までに必着するよう提出すること。